

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県岡崎市美合町字入込 63 番地 19

氏 名 株式会社 毎日商会

代表取締役 西田 勝志

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

岡崎市長 内 田 康 宏



許 可 の 年 月 日 平成 30 年 4 月 19 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 31 年 4 月 7 日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、鋳さい (水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 7 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(2) 積替え、保管を含む。

汚泥 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 8 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (積替え又は保管を行う場合に限る。)

(1) 所在地

愛知県岡崎市八帖南町字琉球島 6 番 5、6 番 7、11 番

(2) 面積

10, 171. 09m<sup>2</sup> (保管面積 67. 99m<sup>2</sup>)



(3) 産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(4) 保管上限

52.33m<sup>3</sup>

(5) 高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年 4月 8日 更新許可（平成19年 3月27日通知）  
平成19年 4月 9日 変更許可（2品目増加、積替え保管施設の増加）  
平成21年11月18日 変更許可（積替保管施設の1品目増加）  
平成24年 4月 8日 更新許可（優良認定）（平成24年 6月 1日通知）  
平成25年 7月22日 書換（積替保管施設の移設）  
平成25年10月25日 書換（積替保管施設の所在地、保管面積、保管上限、高さの変更）  
平成27年 3月20日 書換（積替保管施設の保管面積、保管上限、高さの変更）  
平成30年 1月18日 書換（法律等改正による品目の記載方法の変更）  
平成30年 4月19日 変更許可（積替保管施設の3品目増加）

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有 ・